

議案第 75 号

幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月30日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。